

日本教育経営学会紀要編集規程

1. 日本教育経営学会紀要は日本教育経営学会の機関誌で、原則として1年に1回発行する。
2. 本紀要には、教育経営学に関する未公刊の論文・資料・書評などのほか、学会会務報告その他会員の研究活動についての記事を編集掲載する。
3. 紀要編集委員長は紀要編集委員会を代表し、紀要編集委員会会務をつかさどる。紀要編集委員長に事故あるときは、会長の委嘱により紀要編集委員の一人がその職務を代行する。
4. 委員長以外の紀要編集委員については、14名を下限とする。但し、その選任にあたっては、必ず各理事選挙区から1名以上が選任されるようにするとともに、学会での活動実績、専門分野等に配慮するものとする。
5. 紀要編集業務を担当するために、常任編集委員を若干名おく。常任編集委員については、紀要編集委員長が、会長と協議の上、紀要編集委員の中から選任し委嘱する。但し、その選任にあたっては、常任理事会の同意を得るものとする。
6. 紀要編集業務を処理するために、紀要編集委員会事務局を組織し、そこに紀要編集幹事を若干名おく。紀要編集幹事は紀要編集委員長が委嘱する。
7. 本紀要に論文を掲載しようとする会員は、所定の論文投稿要領に従い、紀要編集委員会事務局宛に送付するものとする。
8. 投稿資格は9月1日現在で会員であることとする。
9. 論文の掲載は紀要編集委員会において決定する。
10. 掲載の場合若干の変更を加えることもある。但し内容についての重要な変更を加える時は執筆者と相談する。
11. 本紀要に掲載したものの原稿は原則として返還しない。
12. 本紀要に掲載した記事は原則としてすべて科学技術振興機構J-STAGEの電子図書館コンテンツとする。但し紀要第57号までは国立情報学研究所電子図書館サービスの電子図書館コンテンツとする。

附 則 本規程は平成2年6月2日より施行する。

本規程は平成6年6月4日より施行する。

本規程は1999年6月5日より施行する。

本規程は2003年6月7日より施行する。

本規程は2011年6月4日より施行する。

本規程は2017年6月10日より施行する。

本規程は2023年6月3日より施行する。

本規程は2024年6月8日より施行する。

本規程は2025年6月7日より施行する。

日本教育経営学会 紀要編集委員会

研究論文投稿要領

1. 論文投稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表およびその配布資料はこの限りではない。

投稿論文と目的・方法・知見等の面で重複している論文あるいは調査報告をすでに発表（予定を含む）している場合はそのコピーをすべて添付した上で投稿すること。

この規定に違反し、二重投稿等の研究倫理に違反した場合には、論文審査や投稿資格の停止の対象となる可能性がある。

2. 論文投稿（注および引用文献を含む）は紀要16ページ（400字詰原稿用紙約43枚相当）以内とする。提出形式の詳細については下記の要件をすべて満たすものとする。

（1）原稿はワープロ等による横書きとし、A4判、天地余白各45mm、左右余白各35mm（10.5ポイントもしくは11ポイントのフォントを使用）、35字×32行×16枚以内とする。1枚目は論文題目を1行目に記載し、17行目から本文を書き始めることとする。節題の上下1行ずつは空白行とする。たとえば節題が1行の場合には3行とることとなる。なお1頁目の本文開始行（17行目）のみ節題上の余白は不要で17行目に節題記入を認める。

（2）注・引用文献については1枚あたり37字×35行の書式とする。

（3）図表は本文に挿入したうえで提出するものとする（後日別形式で提出を求める場合がある）。

図表がある場合には10点以内にとどめる。

図表中の文字は判読可能な大きさ（8ポイント以上）とし、図表が極端に小さくならないよう留意するものとする。

（4）投稿論文には、執筆者名、所属名は書き入れず、本文（注・引用文献を含む）にもそれらが判明する書き方をしない。

また「拙著」「拙稿」などの表現、研究助成、共同研究者への謝辞など、投稿者名や所属機関が判明、推測できるような表現は控えること。これらの記載が必要な場合は、記載に必要な文字数・行数を確保し本文中に伏せ字で記載するものとする。なお、採択決定後の校正において加筆することを認める。

（5）本投稿要領が遵守されていない論文は、受理しない。

3. 投稿論文は、別紙（論文タイトル、執筆者名、所属名、連絡先を付記したもの）とともに、電子メールもしくは郵送のいずれかにより、日本教育経営学会紀要編集委員会事務局宛に提出するものとする。電子メールによる提出の場合、論文及び別紙は、執筆者名の記録がプロパティ等に表示されないようにするなど、執筆者の秘匿性が損なわれることがないようにして、PDFファイル形式で保存すること。

4. 投稿論文の申込期限は10月10日とし、電子メール、郵送のいずれでも可とする。論文等の提出期限は、11月9日とする。
5. 投稿論文について編集委員会は、執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることがある。
6. 掲載が決定した論文については、改めて(1)論文タイトル、執筆者名、所属名を付記した論文原稿の電子ファイル(docx形式)、(2)300語以内の英文要旨に、英文タイトル、ローマ字表記の執筆者名、英文表記の所属名を付記した電子ファイル(docx形式)を日本教育経営学会紀要編集委員会事務局宛に提出するものとする。
郵送の場合は、(1)及び(2)を入れた電子記録媒体を送付すること。
7. 執筆者による校正は再校までとする。その際、内容上の修正は原則として認められない。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 引用文献の表記法については、以下の通りとする。

(1)単行本の表記方法

著者、書名、発行所、出版年の順で書く。

- 例1) 小野田正利『教育参加と民主制—フランスにおける教育審議機関に関する研究』風間書房、1996年。
- 例2) Ravitch, D., *The Death and Life of Great American School System; How Testing and Choice Are Undermining Education*, Basic Books, 2010.
- 例3) 国立教育政策研究所監訳『PISA2006年調査評価の枠組み』ぎょうせい, 2007年(=Organization for Economic Co-operation and Development, *Assessing scientific, reading and mathematical literacy : a framework for PISA 2006*, 2006.)

(2)論文の表記方法

著者、論文名、雑誌名、巻、号、発行年、頁の順で書く。

- 例1) 佐藤博志「オーストラリア首都直轄区の学校評価に関する考察—自律的学校経営における学校評価の役割に着目して—」『日本教育経営学会紀要』第38号、1996年、88-99頁。
- 例2) Hargreaves, A., “Distinction and disgust; the emotional politics of school failure”, *International Journal of Leadership in Education*, 2004, Vol.7, No.1, pp.27-41.

10. 注の表記方法は、引用文献と脚注を区別する方式とし、以下の表記方法に従うものとする。
注は、文中の該当箇所(1), (2)・・・と表記し論文原稿末尾にまとめて記載する。
引用文献は本文中では、著者名(出版年)、あるいは(著者名出版年:頁)として表示する。同一の著者の同一年の文献については、出版年の後にa, b, c・・・を付ける。
例1) しかし、浜田(1998a)も強調しているように・・・, 単なる学校裁量の拡大にとどまり組織改革がともなわない場合には効果は低い。
例2) 公立学校の改革を促進する動向は・・・, 近年急速に進展している(中留・伊藤他2007:2頁)。
例3) Blumenthalの指摘によれば、「・・・である」(Blumenthal 2006: pp.564-565)。
11. 引用文献は、邦文、欧文を含め、注のあとにまとめてアルファベット順に記載する。著者、論文名、雑誌名、巻、号、出版社、出版年、頁の順に書く。なお引用文献は本文中に用いたもののみをあげるものとする。

例)

[引用文献一覧]

- Blumenthal, R., “Why Connecticut Sued the Federal Government over No Child Left Behind”, *Harvard Education Review*, No.76, Vol.4, 2006, pp.564-569.
- 浜田博文「アメリカにおける個別学校の裁量拡大と校内組織改編に関する考察—『教員リーダー』の位置と役割に着目して—」『日本教育経営学会紀要』第40号, 1998年a, 68-81頁。
- 浜田博文「米国フロリダ州における校長職をめぐる改革の動向について」『学校経営研究』第23号, 大塚学校経営研究会, 1998年b, 76-87頁。
- 中留武昭・伊藤文一・露口健司・大竹晋吾・雪丸武彦・田代裕一・倉本哲男・生田淳一・増田健太郎・小澤永治・八尾坂修『信頼を創造する公立学校の挑戦—壱岐丘の風がどのように吹いたか—』ぎょうせい, 2007年。
- 柳澤良明『ドイツ学校経営の研究—合議制学校経営と校長の役割変容—』亜紀書房, 1996年。

日本教育経営学会紀要「教育経営の実践事例」編集内規

1. 〈目的〉

日本教育経営学会紀要に「教育経営の実践事例」の欄を設ける。「教育経営の実践事例」は、特色ある教育経営の実践事例を紹介・分析する論文を掲載することを目的とする。

2. 〈執筆資格等〉

(1) 論文の執筆者は、当該実践事例の企画立案または実施に関与した本学会の会員でなければならない。

(2) 論文は未発表のものに限る。ただし、口頭発表プリントはこの限りではない。

3. 〈募集方法〉

論文の募集は、投稿制および推薦制によって行う。

4. 〈投稿制〉

(1) 会員は、紀要編集委員会に対して論文を投稿することができる。

(2) 紀要編集委員会は、投稿原稿の審査を行い、掲載の可否を決定する。その際、紀要編集委員会は、原稿の修正を求めることができる。

(3) 紀要編集委員会は、必要に応じて、原稿の査読および修正を、紀要編集委員以外の適任の会員に委嘱することができる。

(4) 原稿の分量は、紀要 10 ページ（400 字詰原稿用紙約 26 枚相当）以内とする。その他、投稿の時期・手続き等は「教育経営の実践事例」論文投稿要領に従う。

5. 〈推薦制〉

(1) 理事および紀要編集委員は、実践事例およびその執筆会員を紀要編集委員会に推薦することができる。

(2) 推薦に際しては、実践事例の概要（400 字程度）と執筆会員の略歴を添えるものとする。

(3) 紀要編集委員会は、実践事例概要と執筆会員の略歴を審査して、執筆依頼の可否を決定し、可とされた実践事例について、当該会員に執筆を依頼する。

(4) 紀要編集委員会は、提出された原稿の修正を求めることができる。

(5) 紀要編集委員会は、必要に応じて、原稿の修正を、紀要編集委員以外の適任の会員に委嘱することができる。

(6) 原稿の分量は、紀要 10 ページ（400 字詰原稿用紙約 26 枚相当）以内とする。その他、推薦の時期・手続き等は、「教育経営の実践事例」論文投稿要領の規定に従う。この場合、「投稿」は「推薦」と読み替える。

日本教育経営学会 紀要編集委員会

「教育経営の実践事例」論文投稿要領

1. 論文投稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表およびその配布資料はこの限りではない。

投稿論文と目的・方法・知見等の面で重複している論文あるいは調査報告をすでに発表（予定を含む）している場合はそのコピーをすべて添付した上で投稿すること。

この規定に違反し、二重投稿等の研究倫理に違反した場合には、論文審査や投稿資格の停止の対象となる可能性がある。

2. 論文投稿（注および引用文献を含む）は紀要10ページ（400字詰原稿用紙約26枚相当）以内とする。提出形式の詳細については下記の要件をすべて満たすものとする。

（1）原稿はワープロ等による横書きとし、A4判、天地余白各45mm、左右余白各35mm（10.5ポイントもしくは11ポイントのフォントを使用）、35字×32行×10枚以内とする。1枚目は論文題目を1行目に記載し、17行目から本文を書き始めることとする。節題には3行とる。

（2）注・引用文献については1枚あたり37字×35行の書式とする。

（3）図表は本文に挿入したうえで提出するものとする（後日別形式で提出を求める場合がある）。

図表がある場合には10点以内にとどめる。

図表中の文字は判読可能な大きさ（8ポイント以上）とし、図表が極端に小さくならないよう留意するものとする。

（4）投稿論文には、執筆者名、所属名は書き入れず、本文（注・引用文献を含む）にもそれらが判明する書き方をしない。

また「拙著」「拙稿」などの表現、研究助成、共同研究者への謝辞など、投稿者名や所属機関が判明、推測できるような表現は控えること。これらの記載が必要な場合は、記載に必要な文字数・行数を確保し本文中に伏せ字で記載するものとする。なお、採択決定後の校正において加筆することを認める。

（5）本投稿要領が遵守されていない論文は、受理しない。

3. 投稿論文は、別紙（論文タイトル、執筆者名、所属名、連絡先を付記したもの）とともに、電子メールもしくは郵送のいずれかにより、日本教育経営学会紀要編集委員会事務局宛に提出するものとする。電子メールによる提出の場合、論文及び別紙は、執筆者名の記録がプロパティ等に表示されないようにするなど、執筆者の秘匿性が損なわれることがないようにして、PDFファイル形式で保存すること。

4. 投稿論文の申込期限は10月10日とし、電子メール、郵送のいずれでも可とする。論文等の提出期限は、11月9日とする。

5. 投稿論文について編集委員会は、執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることがある。
6. 掲載が決定した論文については、改めて(1)論文タイトル、執筆者名、所属名を付記した論文原稿の電子ファイル(docx形式)、(2)300語以内の英文要旨に、英文タイトル、ローマ字表記の執筆者名、英文表記の所属名を付記した電子ファイル(docx形式)を日本教育経営学会紀要編集委員会事務局宛に提出するものとする。
郵送の場合は、(1)及び(2)を入れた電子記録媒体を送付すること。
7. 執筆者による校正は再校までとする。その際、内容上の修正は原則として認められない。
8. 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 引用文献の表記法については、以下の通りとする。
 - (1)単行本の表記方法
著者、書名、発行所、出版年の順で書く。
例1) 小野田正利『教育参加と民主制—フランスにおける教育審議機関に関する研究』風間書房、1996年。
例2) Ravitch, D., *The Death and Life of Great American School System; How Testing and Choice Are Undermining Education*, Basic Books, 2010.
例3) 国立教育政策研究所監訳『PISA2006年調査評価の枠組み』ぎょうせい, 2007年(=Organization for Economic Co-operation and Development, *Assessing scientific, reading and mathematical literacy : a framework for PISA 2006*, 2006.)
 - (2)論文の表記方法
著者、論文名、雑誌名、巻、号、発行年、頁の順で書く。
例1) 佐藤博志「オーストラリア首都直轄区の学校評価に関する考察—自律的学校経営における学校評価の役割に着目して—」『日本教育経営学会紀要』第38号、1996年、88-99頁。
例2) Hargreaves, A., “Distinction and disgust; the emotional politics of school failure”, *International Journal of Leadership in Education*, 2004, Vol.7, No.1, pp.27-41.
10. 注の表記方法は、引用文献と脚注を区別する方式とし、以下の表記方法に従うものとする。
注は、文中の該当箇所(1), (2)・・・と表記し論文原稿末尾にまとめて記載する。
引用文献は本文中では、著者名(出版年)、あるいは(著者名出版年:頁)として表示する。同一の著者の同一年の文献については、出版年の後にa, b, c・・・を付ける。
例1) しかし、浜田(1998a)も強調しているように・・・, 単なる学校裁量の拡大にとどまり組織改革がともなわない場合には効果は低い。
例2) 公立学校の改革を促進する動向は・・・, 近年急速に進展している(中留・伊藤他2007:2頁)。
例3) Blumenthalの指摘によれば、「・・・である」(Blumenthal 2006: pp.564-565)。
11. 引用文献は、邦文、欧文を含め、注のあとにまとめてアルファベット順に記載する。著者、論文名、雑誌名、巻、号、出版社、出版年、頁の順に書く。なお引用文献は本文中に用いたもののみをあげるものとする。
例)
[引用文献一覧]
・Blumenthal, R., “Why Connecticut Sued the Federal Government over No Child Left Behind”, *Harvard Education Review*, No.76, Vol.4, 2006, pp.564-569.

- ・ 浜田博文「アメリカにおける個別学校の裁量拡大と校内組織改編に関する考察—『教員リーダー』の位置と役割に着目して—」『日本教育経営学会紀要』第40号，1998年a，68-81頁。
- ・ 浜田博文「米国フロリダ州における校長職をめぐる改革の動向について」『学校経営研究』第23号，大塚学校経営研究会，1998年b，76-87頁。
- ・ 中留武昭・伊藤文一・露口健司・大竹晋吾・雪丸武彦・田代裕一・倉本哲男・生田淳一・増田健太郎・小澤永治・八尾坂修『信頼を創造する公立学校の挑戦—壱岐丘の風がどのように吹いたか—』ぎょうせい，2007年。
- ・ 柳澤良明『ドイツ学校経営の研究—合議制学校経営と校長の役割変容—』亜紀書房，1996年。

日本教育経営学会著作権ポリシー

1. 学会紀要掲載の論文等（特集論文、研究論文、教育経営の実践事例、シンポジウム・課題研究の報告、海外の教育経営事情、実践推進フォーラム、書評、教育経営学研究動向レビュー等）について

(1) 著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定されているすべての権利を含む。以下同様。）は、学会に帰属するものとする。

(2) 著作者自身による学術目的等での利用（著作者自身による編集著作物への転載、掲載、WWW による公衆送信、複製して配布等を含む。）を、学会は許諾する。著作者は、学会に許諾申請をする必要がない。ただし、刊行後 1 年間は、WWW による公衆送信については、原則として許諾しない。また、学術目的等での利用に際しては、出典（論文誌名、巻号頁、出版年、以下同様。）を記載するものとする。

(3) 著作者が所属する機関の機関リポジトリでの公開については、刊行 1 年後に無条件で許諾する。著作者自身および著作者が所属する機関による許諾申請をする必要がない。ただし、出典を記載するものとする。刊行後 1 年以内の場合には許諾しない。

(4) 第三者から論文等の複製、翻訳、公衆送信等の許諾申請があった場合には、著作者の意向を尊重しつつ、常任理事会が許諾の決定を行うものとする。

2. 大会の発表要旨（要旨集に掲載された著作物）について

(1) 著作権は著作者に帰属するものとする。

(2) 著作物の複製、公衆送信、頒布等を行おうとする者は、著作者の許諾を得るものとする。

3. 学会あるいは学会の委員会、学会において設置されたグループ等による著作物（学会ニュースを含む。）について

(1) 著作権は、学会に帰属するものとする。

(2) 著作物の複製、公衆送信、頒布等を行おうとする者は、学会の許諾を得るものとする。

附則 本規程は、2010 年 6 月 5 日より施行する。

2021 年 6 月 5 日総会決定

日本教育経営学会研究倫理綱領

(制定の趣旨)

第1条 日本教育経営学会は、会則第2条に基づき、その目的を遂行する上で、教育経営の研究と実践がもたらす社会的影響を自覚し、その社会的使命を果たすために、研究倫理に関する基本原則を示す本綱領を制定する。

2 日本教育経営学会会員（以下「会員」とする）は、本綱領を踏まえ、その社会的責任に鑑み、教育経営の研究と実践の発展に努めなければならない。

(基本原則)

第2条 会員は、教育経営の研究と実践に関係する人々（研究参加者・情報提供者・研究対象者ないしその保護責任者など）の基本的人権を尊重し、社会的信頼を損なう行為を行ってはならない。

2 会員は、研究成果の発表にあたり、科学的・実践的合理性、倫理的妥当性に十分に配慮し、研究の信頼性を損なうことがないように努めなければならない。

(研究不正の防止)

第3条 会員は、研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）、および研究成果発表における不適切な行為（二重投稿、分割出版、不適切なオーサiership）を行ってはならない。

(個人情報の保護等)

第4条 会員は、研究活動全般において、教育経営の研究と実践に関係する人々のプライバシーを尊重し、個人情報および関係する諸機関の情報を安全に管理して保護しなければならない。

2 会員は、研究の実施、成果の公開および資料の保管において、教育経営の研究と実践に関係する人々に対して十分な説明を行い、理解されていることを確認した上で、同意を得なければならない。

(学会の責務)

第5条 日本教育経営学会は、本綱領の遵守を社会的責務として確認するとともに、その具体的内容の明確化と会員への周知に向けて、継続的な努力を払うものとする。